

公開版

質問番号：令和元年度 質問第5号

答申番号：令和元年度 答申第6号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

1種目につき3個目の補装具に係る補装具費（以下「3個目の同一補装具費」という。）の支給の是非は慎重に判断すべきであるといえるが、障害の程度や症状、年齢、生活環境等は障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）において千差万別であり、単純に2個の補装具に係る職業又は教育上等の必要性を更に上回る程度の特段の事情が認められなければならないとした統一的な基準をもって判断することができるものではない。

平成30年11月に補装具費の支給申請を行ったリクライニング式手押し型車椅子（以下「本件車椅子」という。）によって、請求人の子がより長く学校で授業を受け、行事に参加することができるなど、補装具費の支給の必要性が認められる。また、本件車椅子は、請求人の子が現在使用している普通型車椅子（以下「支給済車椅子」という。）2台とは使途が異なり、座位保持装置としての役割も有しており、支給済車椅子2台とは別に必要となるものである。請求人及び請求人の子は、当然に認められるべき教育を受ける権利として通常学級で学校生活を送ることを選んだのであり、この権利を害してはならず、そのための環境が整えられるべきである。

よって、処分庁が平成30年12月26日付けで行った補装具費支給申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

処分庁は、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別

添（以下「取扱指針」という。）の趣旨に照らし、請求人の子の状況等を勘案し、教育上等特に必要と認め、既に支給済車椅子2台の支給決定を行っているところ、本件車椅子に係る補装具費の支給申請（以下「本件申請」という。）は、支給済車椅子のいずれか1台の身体不適合や修理不能等に伴う補装具費の再支給を求めるものではなく、3台目の車椅子に係る補装具費の新規支給を求めるものである。

3個目の同一補装具費の支給は、取扱指針の趣旨に照らし認められず、実際に、他の市町村を含め3個目の同一補装具費を支給した事例は、処分庁において確認されていない。仮に、3個目の同一補装具費の支給が認められるべき場合があったとしても、請求人の子について、支給済車椅子2台とは別に3台目の車椅子として本件車椅子がなければならないと判断すべき場合にあるとまでいえるのか、本件申請において明らかにされているとはいえない。

よって、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(I) 事案の概要

ア 平成28年12月27日、処分庁は、請求人に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、支給済車椅子2台に係る補装具費の支給決定を行った。

イ 平成30年11月30日、請求人は、処分庁に対し、本件申請を行った。本件申請に当たって、処分庁は、請求人から、支給済車椅子2台は引き続き使用し、これらとは別に本件車椅子が必要である旨を聴取した。

ウ 平成30年12月17日、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課長は、請求人の問合せを受け、補装具費の支給対象となる補装具の個数について、1種目につき2個が限度である旨を書面で回答した。

エ 平成30年12月26日、処分庁は、請求人に対し、本件申請を却下する旨を通知した（本件処分。なお、本件処分に係る通知書には、車椅子の種類について「リクライニング・ティルト式手押型」と記載されているが、本件処分は本件車椅子（リクライニング式手押し型）に係る補装具費の支給申請を却下する

- 趣旨のものであり、当該通知書の記載は誤記と認められる。)。
- オ 平成 30 年 12 月 28 日及び平成 31 年 1 月 15 日、厚生労働省から札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課に電子メールが送信された。当該メールには、3 個目の同一補装具費の支給は原則として認められず、他の市町村において 3 個目の同一補装具費を支給した事例は把握していない旨が記載されていた。
- カ 平成 31 年 2 月 15 日、処分庁は、請求人に対し、厚生労働省の見解等を踏まえ、請求人には 3 個目の同一補装具費の支給までは認められない旨を書面で回答した。
- キ 平成 31 年 3 月 25 日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

(2) 判断

補装具の必要性の有無は、障害者等ごとに異なる状況等を考慮した上で判断する必要があり、3 個目の同一補装具費の支給を一切禁止する旨の法令上の規定は存在しないものの、補装具費は必要とする者に公平に支給することが要請され、財源に限りがある以上、支給対象となる補装具の個数には一定の限界があり、その趣旨から取扱指針において補装具の個数を限定し、1 種目につき 1 個を原則とし、職業又は教育上等の必要性がある場合には 2 個とするとことができる定めているものと解される。そのため、3 個目の同一補装具費を支給する場合には、2 個の補装具に係る前記必要性を更に上回る程度の特段の事情が認められなければならないものと解すべきである。

本件車椅子を使用することにより請求人の子の日常生活、とりわけ学校における活動の幅が広がることは否定できないものの、請求人は既に教育上等の必要性から支給済車椅子 2 台に係る補装具費を支給されており、そのうちいずれか 1 台に代えて本件車椅子を使用すること等についても全く不可能と断じることはできない中で、本件申請に係る書類及び請求人の主張からは、当該 2 台に係る教育上等の必要性を更に上回る程度の特段の事情までは見い出せないといわざるを得ず、3 台目の車椅子である本件車椅子の必要性を認めないことが著しく不合理であるとまではいえない。

よって、本件車椅子に係る補装具費を支給しないこととした処分庁の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用は認められず、違法又は不当な点はないというべ

きである。

2 審理員審理の経過（日付は、平成 31 年及び令和元年）

4月1日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
5月9日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
6月6日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
7月10日	口頭意見陳述の実施
7月19日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
7月26日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和元年）

8月6日	審査庁が、本審査会に諮問
8月15日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
9月25日	第1回調査審議（令和元年度第6回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること、障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されること等の基準に該当するものとして、厚生労働大臣が定めるものをいい（法第5条第25項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の20）、具体的な種目及び基準については、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準告示」という。）に定められている。

また、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該

申請に係る障害者等の障害の状態から見て、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給するものとされている（法第 76 条第 1 項本文）。札幌市においては、補装具費の支給に係る事務について、市長から保健福祉部長に委任されており（札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和 47 年規則第 44 号）第 10 号）、また、札幌市補装具費支給事務取扱要綱（平成 18 年 9 月 29 日保健福祉局理事決裁）を制定し、補装具費の支給に係る事務について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めており、同要綱に定めのない事項については、取扱指針の規定を準用するものとしている（同要綱第 15 条）。

この取扱指針は、厚生労働大臣による地方公共団体に対する技術的助言（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項）として位置付けられており、障害児の補装具については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具費の支給に当たり、障害児の身体の状況、年齢、教育、生活環境等の諸条件や、心身の発育過程の特殊性を考慮するものとされている（取扱指針第 1 の 1 (1)）。その上で、基準告示の運用として、補装具費の支給対象となる補装具の個数について、原則として 1 種目につき 1 個であるが、障害者等の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2 個とすることとできることとされている（取扱指針第 2 の 1 (5)）。

なお、補装具は、前記のとおり同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであるが、種目ごとに当該補装具が修理不能となるまでの予想年数として耐用年数が定められており（基準告示別表）、補装具費の新規支給後は、この耐用年数を目安に障害の状況等個々の実情にも十分配慮した上で、補装具費の再支給を行うこととされている（取扱指針第 2 の 1 (6)）。

以上を踏まえると、補装具は障害者等の日常生活の向上、とりわけ障害児についてはその将来を見据えた育成、教育等を行うことを目的として使用されるべきものであるといえるが、一方で、補装具費を支給し得る同一種目の補装具の上限数について、法令上明確な規定は存在しないものの、補装具費の支給についても公費に基づく社会福祉制度の一環である以上、障害者等の希望に応じ都度無制限に支給されるわけではなく、社会通念上一定の制限が存するものと解すべきである。この点、前記取扱指針において、原則として 1 種目につき 1 個としつつ、障害者等の障害の状況等を勘案し、

職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とするとことができるとされていることについて、格別合理性や公平性を欠いているとは認められず、また、3個目の同一補装具費の取扱いについては直接的に定められていないことから、少なくとも文理上はこれを想定していないものといえる。

したがって、3個目の同一補装具費について、新規の支給申請があった場合には、既存の2個の補装具に係る補装具費の支給時における生活状況や当該2個の補装具それぞれの主な使途（1個の兼用が困難であり、2個の補装具が教育上等特に必要であると認めた事情）のほか、当時からの生活状況の変化、当該障害者等の障害の現況等を総合的に考慮した上で、なお3個目の同一補装具費を新規に支給する必要性があるか、より慎重に判断すべきであると考えられる。

そこで、本件について見ると、請求人の子は、○のため、平成28年10月に身体障害者手帳○級の交付を受けているほか、幼児期から車椅子等の補装具を使用していることが認められる。そのうち車椅子については、平成24年にリクライニング式手押し型車椅子1台に係る補装具費が、平成26年に普通型車椅子1台に係る補装具費がそれぞれ新規で支給決定されており、その後平成28年に、これらの車椅子2台の身体不適合による補装具費の再支給の申請があったため、当時幼稚園に通園していた請求人の子の状況等を勘案し、教育上等特に必要と認め、自宅用及び幼稚園用として支給済車椅子2台に係る補装具費の再支給決定が行われていることが認められる。

次に、小学校入学後の平成30年11月に、請求人が処分庁に対し本件申請を行い、これを受けた処分庁が、支給済車椅子2台のうちいずれか1台の身体不適合による補装具費の再支給の申請であるか請求人に確認したところ、当該2台は自宅用及び学校用として今後も使用する必要があり、それとは別に本件車椅子に係る補装具費の新規支給の申請を行ったものである旨を聴取したほか、請求人から、請求人の子は体が弱く、風雨・風雪による体幹の冷えを防ぐために雨よけの装着が可能な本件車椅子が必要であると考えている旨や、他都市において3個目の同一補装具費を支給した事例があることを補装具取扱事業者から聞いた旨の申出があったことが認められる。その上で、本件申請が3個目の同一補装具費の支給申請であることから、処分庁が、取扱指針上これができない取扱いとされていることを理由として、本件処分を行ったことが認められる。

また、その後請求人からの問合せを受けた処分庁が、法に基づく補装具費支給制度

を所管する厚生労働省から、取扱指針上 3 個目の同一補装具費の支給は原則として考えられず、3 個目の補装具がなければならぬと判断する場合は、障害者等の状況や制度内の全体的な支給バランス等を考慮し、丁寧に対応するよう求める旨及び同省において 3 個目の同一補装具費を支給した事例は把握していない旨の連絡を受けたこと並びに札幌市において 3 個目の同一補装具費を支給した事例がないことを踏まえ、再度検討を行ったことが認められ、その結果、補装具費支給意見書にある障害の状況及び請求人の申出からは、なお 3 個目の補装具がなければならぬ場合とまでは認められないと判断した旨を請求人に書面で回答したことが認められる。

この点、法の目的を達成するために必要不可欠である限りにおいて、3 個目の同一補装具費に当たる本件車椅子に係る補装具費の支給決定を行うことも、法制度上全く考えられないわけではない。ただし、そのためには、請求人の子が日常生活や学校生活において、支給済車椅子 2 台だけではなく、これらと並行して 3 個目の補装具である本件車椅子がなければ、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長するという補装具の目的及び教育を受ける権利の実質が保障されない場合でなければならないところ、これを裏付ける客観的かつ合理的な事情が認められる資料の提出等が行われているとはいえないことから、支給済車椅子 2 台に係る補装具費に加えて、なお 3 個目の同一補装具費を新規に支給しなければならぬ場合とまでは認められないとした処分庁の判断は、その結論において違法又は不当と評価することはできないというべきである。

なお、本件処分の適否に影響するものではないが、請求人は、反論書及び審理員審理における口頭意見陳述において、支給済車椅子 2 台は小学校進学に当たり平成 28 年に補装具費の支給申請を行ったものであり、小学校には幼稚園と異なり階段があることから、そのうち 1 台を学校に置いておく必要があった一方、平成 24 年に補装具費が支給されたリクライニング式手押し型車椅子 1 台はそのまま使用していたが、これが普通型車椅子と同一種目（車椅子）であること及び車椅子を 2 台までしか持つことができないことを知らず、後からリクライニング式手押し型車椅子が必要になった時に支給申請を行えばよいと思っていたと主張している。

この点、①普通型車椅子及びリクライニング式手押し型車椅子が、いずれも同一種目（車椅子）であること、②請求人に対して平成 26 年に 2 台目の普通型車椅子に係る補装具費の支給決定が、平成 28 年に既存の 2 台の車椅子に代わるものとして支給

済車椅子2台に係る補装具費の再支給決定がそれぞれ行われているが、これらがいずれも、取扱指針上原則として1種目につき1台とされているところ、教育上等特に必要と認め、例外的に2台目の車椅子に係る補装具費の支給決定を行ったものであること、③平成28年に支給済車椅子2台に係る補装具費の再支給決定が行われた時点で、平成24年に補装具費が支給されたリクライニング式手押し型車椅子1台が、補装具費支給制度（補装具費の支給決定）において対象外のものとなる（支給済車椅子2台が、請求人に対して補装具費の支給が認められた車椅子となる）ことについて、請求人との間で理解の齟齬が生じ、それが請求人の誤解や不信につながっているものと思われるため、今後処分庁を含め各区保健福祉部長においては、制度上の各種取扱いについて、対象者に対して可能な限り丁寧に説明することを期待する。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 岸 本 太 樹

委 員 林 賢 一

委 員 片 桐 由 喜